

広島県告示第百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十七年三月十九日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年三月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道小田白市線	東広島市高屋町貞重一八〇番 _二 地先から 東広島市高屋町貞重一八〇番 _二 地先まで	平成二十七年三月五日